

個人住民税の特別徴収 Q&A

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収？

A 原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）の方は、地方税法第 321 条の 3、第 321 条の 4 及び各市町の条例の規定により、従業員（パート、アルバイト等を含む）の個人住民税を特別徴収していただくこととされています。

これまででも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解ください。

Q 事業主の負担が増えるのでは？

A 所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。
個人住民税の計算は市町が行い、従業員ごとの住民税額を各市町から通知します。
なお、従業員が常時 10 名未満の事業者には、申請により納期を年 2 回とする制度があります。

Q 従業員にメリットはあるの？

A ①従業員の方が金融機関へ納付の度に出向く手間が省けます。
②納め忘れが無くなるとともに、納期が年 12 回のため、納期が年 4 回である普通徴収より、1 回あたりの納付金額が少なくなります。

【制度全般に関する問い合わせ先】 兵庫県市町振興課 078-362-3126

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
神戸市	市民税課	078-322-5150	三木市	税務課	0794-82-2000(内 2318)	たつの市	市税課	0791-64-3145
姫路市	市民税課	079-221-2260	高砂市	市民税課	079-443-9015	猪名川町	税務課	072-766-8702
尼崎市	市民税課	06-6489-6246	川西市	市民税課	072-740-1132	多可町	税務課	0795-32-2386
明石市	市民税課	078-918-5013	小野市	税務課	0794-63-1009	稲美町	税務課	079-492-9132
西宮市	市民税課	0798-35-3267	三田市	税務課	079-559-5053	播磨町	税務グループ	079-435-0358
洲本市	税務課	0799-24-7603	加西市	税務課	0790-42-8712	市川町	住民税務課	0790-26-1012
芦屋市	課税課	0797-38-2016	篠山市	税務課	079-552-5306	福崎町	税務課	0790-22-0560
伊丹市	市民税課	072-784-8022	養父市	税務課	079-662-3164	神河町	税務課	0790-34-0961
相生市	税務課	0791-23-7128	丹波市	税務課	0795-82-2070	太子町	税務課	079-277-1014
豊岡市	税務課	0796-21-9045	南あわじ市	税務課	0799-43-5213	上郡町	税務課	0791-52-1113
加古川市	市民税課	079-427-9164	朝来市	税務課	079-672-6119	佐用町	税務課	0790-82-0662
赤穂市	税務課	0791-43-6803	淡路市	税務課	0799-64-2505	香美町	税務課	0796-36-1113
西脇市	税務課	0795-22-3111(内 242・243)	宍粟市	税務課	0790-63-3124	新温泉町	税務課	0796-82-3113
宝塚市	市民税課	0797-77-2057	加東市	税務課	0795-43-0396			

詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください。

兵庫県 特別徴収

検索

給与支払報告書等の提出は
電子申告をご利用ください。

エルタックス
eLTAX

29企P2-063A3

事業主の皆様へ

兵庫県と県内すべての市町は、

平成30年度から
個人住民税の
特別徴収を
徹底します！



従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による
特別徴収（給与天引き）が義務づけられています！

徹底の対象
（事業主）



所得税の源泉徴収義務のある
給与等の支払者

兵庫県は、京都府・大阪府・和歌山県とともに平成 30 年度からの徹底に向けて取り組んでいます。

兵庫県・県内全 41 市町

詳しくは
裏面へ

特別徴収とは何ですか？



個人住民税の特別徴収とは、事業主が、従業員の方の個人住民税を毎月の給与から差し引いて、市町へ納めていただく制度です。
所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、特別徴収義務者として個人住民税を納入することが法律で義務づけられています。

特別徴収をやっていなければ、どうなるの？



この度、兵庫県・県内全 41 市町では、納税者の利便性向上、法令遵守の徹底等を図るため、平成 30 年度から一斉に特別徴収の徹底を行うこととしました。
特別徴収の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

ア 特別徴収とするにはどうするの？

イ 普通徴収となる従業員はどんな人なの？



〇給与支払報告書（総括表）		A	B	給与支払者番号
平成 年 月 日提出	市町長			
給与の支払期間	平成 年 月			
給与支払者の法人番号又は個人番号				
フリガナ				
給与支払者の名称又は氏名		提出市町村数		
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称		特別徴収（住民税を給与引去り）	人	
フリガナ		報告人員		
同上の所在地	〒 -	普通徴収		
特別徴収関係書類の送付先	〒 - ※送付先の新規設定・変更がある場合のみ記入	退職者	人	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		乙欄等（給与引去りできない方として、普通徴収の理由を記載した人数）※	人	
		合計	人	
		所轄税務署		税務署
		給与の支払の方法及びその期日		
中途入社の方の前職分などは含んでいますか。	はい いいえ			
摘要欄の記載に漏れはありませんか。	はい いいえ			
納入書は必要ですか。	要 不要			

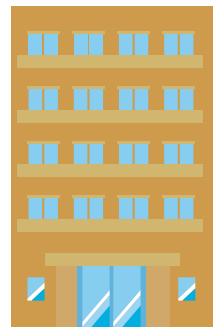
⑦ 特別徴収とするには、毎年 1 月末日までに提出する給与支払報告書に、特別徴収を行う人数を記載して提出してください(提出先：1 月 1 日現在の住所地の市町村)。

事業主は、どんな事務をするの？



特別徴収の事務の流れ

②税額の計算



市町

①給与支払報告書の提出

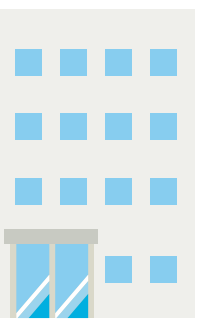
(1月31日まで)

③特別徴収税額の通知

(5月31日まで)

⑥税額の納入

(翌月10日まで)



事業者

④特別徴収税額の通知

(5月31日まで)

⑤給与の支払の際、税額を徴収

(6月から翌年5月まで毎月※)



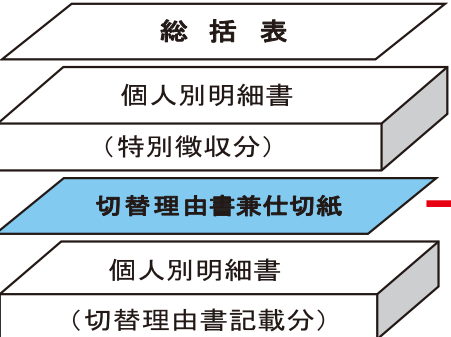
従業員

※従業員が常時 10 名未満の事業主には、申請により年12回の納期を年 2 回とする特例があります。

左下の a ~ d の普通徴収理由に該当する方がいらっしゃる場合、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」(県 HP でダウンロードできます)を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に略号を記載願います。

※平成 30 年 1 月に提出する給与支払報告(平成 29 年所得分)からの事務手続です。

<提出時の綴り方>



普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）		
市・町長あて	指定番号	
	事業所名	
普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。		
略号	普通徴収への切替理由（下記 4 項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄）	人
普通徴収合計人数		0 人

給与支払報告書（個人別明細書）【抜粋】		(市町)	
※区分	(受給者番号)	(個人番号)	
住所	氏名	(フリガナ)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
源泉徴収税額			
(摘要)			
a 平成30年3月31日退職予定			
未成年者	外国人	災害者	本人が障害者
専業主婦	専業主夫	勤労学生	就職
中途就・退職	受給者生年月日		

該当する略号を必ず記載してください！



※エルタックスでの提出の際も「普通徴収」欄へのチェックに加え、摘要欄に略号を記載してください。

① 普通徴収の対象は、下記 a ~ d のいずれかに該当する方となります。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の 5 月末日までに退職予定の方
 - b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
 - c 給与の支払が不定期(毎月支給されていない)な方
 - d 他から支給される給与から特別徴収されている方(乙欄)
- ※ アルバイト、パートだからという理由で必ず普通徴収となるものではありません！

手続はこちら